

薬生総発1025第1号  
令和3年10月25日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公印省略)

「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」の一部改正について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お薬手帳(電子版)については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「留意事項通知」という。)により運用上の留意点を示してきたところです。

令和3年10月から、マイナポータルにおいてレセプトに基づく薬剤情報(以下「薬剤情報」という。)が閲覧できるようになり、薬剤情報については、マイナポータルと民間PHRサービス間でAPI(Application Programming Interface)連携をする方法や、マイナポータルに表示されるQRコードを読み取る方法により、民間PHRサービスにおいても取得することが可能となります。つきましては、これらの方法により、お薬手帳(電子版)において薬剤情報を取得することが可能となることなどを踏まえ、留意事項通知を別添1のとおり一部改正し、別添2のとおりとしましたので、御了知の上、貴職におかれましては、貴管下薬局、医療機関その他の貴管内の関係団体に対して、周知いただきますようお願い致します。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標